

- 埼高教分会長にお渡し下さい。
- 増刷して全教職員に配布して下さい。

埼高教新聞

埼玉県高等学校教職員組合
〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-12-24
埼玉教育会館6F
電話.048-822-7421(代)
FAX.048-832-6791
<http://www.saikokyo.or.jp>
info@saikokyo.or.jp
編集責任者：米浦 正
毎月5・15・25日発行1部30円

06 人事委員会勧告

較差は、月例給0.02%（92円）、
期末・勤勉手当0.02月で、**改定見送り**

従来どおり「100人以上」であるならば、
較差は、月例給1.41%（6075円）、期末・勤勉手当0.09月
一人あたり年平均約14万円の損失、県財政約88億円分



10月18日、埼玉県人事委員会は、2006年度県職員給与について月例給、期末・勤勉手当ともに民間との較差が月例給0.02%（92円）、期末・勤勉手当0.02月として、改定を見送る「報告（意見）及び勧告」を知事と県議会議長に対して行いました。

本勧告は、私たちの反対を押し切って、比較対象企業規模を「100人以上」から「50人以上」に強行し、その結果、昨年度「給与構造の見直し」を強行して、「現給保障」という実質的な昇給停止によって引き下げた公務員水準に意図的にあわせた「民間水準」をつくりあげたものです。職員の切実な生活実態を無視した今回の勧告を、絶対に許すわけにはいきません。

埼高教は、本勧告の不当性を追及しつつ、県当局との賃金確定交渉を開始します。

私たちの生活実態・実感を怒りとして、直接県当局にぶつけましょう。

2006年度埼玉県人事委員会給与勧告及び報告の概要

1. 本年の給与改定

(1) 公民給与比較方法の見直し

比較対象企業規模は、従来の「100人以上」から「50人以上」に変更。

給与の比較対象種目から「通勤手当」などをはずし、「管理職手当」を加える。

(2) 月例給

給料表：公民給与較差が92円（0.02%）と小さいことから、改定は見送り。

諸手当：民間

の各手当の支

給状況と概ね

均衡している

ことから、改

定は見送り。

(3) 特別給

民間の支給月数（4.43月）が職員の期末勤勉手当（4.45月）と概ね均衡しているから、改定は見送り。

2. 給与構造の見直し

(1) 管理職手当

支給方法を定率制から定額制に移行（07年4月、国に準じた経過措置）。

支給対象職員を見直し、主幹級以下の職員の管理職手当は、原則として廃止が必要。

(2) 地域手当

公民較差が小さいことから、現行どおりの支給割合。支給地域、支給割合は、今後さらに検討。

(3) 勤務実績の給与への反映等

これまでの取組の検討を行うとともに、勤務実績の反映は着実に進めることが必要。役職段階別加算は、年功的な処遇を見直し、適切な運用が必要。新たな昇給制度は、制度の趣旨に鑑み、適切な運用を図っていくことが必要。

(4) その他の手当

特殊勤務手当は月額の日額化への見直しが必要。

教育職員の諸手当は、国の検討状況を注視しつつ、教育職員の職務と責任の特殊性に鑑み、定時制通信制教育手当、産業教育手当などの諸手当を含めた教育職員の給与について、見直しを進めていくことが必要。

通勤手当は、駐車（輪）場の経費について引き続き研究。扶養手当については、3人目以降の子等の改定。

5,000円→6,000円（+1,000）

3. 人事管理に関する報告（意見）

(1) 職員の勤務時間等。

国や民間事業所の現状を踏まえ、休息時間の廃止。

育児のための短時間勤務の制度について導入の検討。